

第 8 回 渋川市農業委員会総会 議事録

開会の日時 令和 4 年 9 月 6 日 午前 9 時 3 0 分
 閉会の日時 令和 4 年 9 月 6 日 午前 1 0 時 1 5 分
 開会の場所 市役所第二庁舎 2 0 1 会議室

委員

議席	氏 名	出席	欠席	備 考
1	眞 下 繁 美			
2	高 橋 昭 彦	○		
3	都 丸 正 隆			
4	齊 藤 由 香	○		
5	鳥 山 孝 子			
6	廣 瀬 淳			
7	岸 正 二			
8	田 中 修 之	○		
9	高 井 眞佐実			
10	青 木 明 雄	○		
11	内 山 繁 司	○		
12	奈 良 嘉 祐	○		
13	齊 藤 美 保			
14	角 田 壽 一	○		
15	飯 塚 敬 子	○		
16	野 村 隆	○		
17	青 木 洋 一			
18	石 田 玉 枝			
19	山 本 彰一郎	○		

渋川市農業委員会総会会議規則第 2 0 条の規定による出席者

	齋 藤 光 男			農地利用最適化推進委員委員長
	岩 崎 雅 信			農地利用最適化推進委員副委員長
	阿 部 正 雄			農地利用最適化推進委員班長
	諸 田 好 真			農地利用最適化推進委員班長

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席委員を減員して開催。

議事録署名委員	議席 1 1 番	内山	繁司	委員
	議席 1 2 番	奈良	嘉祐	委員

議事参与が制限された委員数 0 人 傍聴人数 0 人

委員以外の出席者	事務局長	千木良	典行	
	副事務局長	(農業振興係長)	小野	宏仲
	統括主幹	(農地調整係長)	吉田	徳之
	主 事	儘田	早紀	

会 議 の 顛 末

開 会 <午前9時30分>

事務局

おはようございます。

開会前に、議案書の差し替えがありますのでご報告いたします。差し替えの理由については、委員の皆様へ議案書を発送後、議案書8ページの申請番号5の5番の代表取締役の氏名に修正があったため、差し替えの議案書をお手元に配布させていただきました。よろしくお願いいたします。

それでは、定刻となりましたので、渋川市農業委員会総会会議規則第2条第3項の規定によりまして、山本会長に議長を務めていただき、議事進行をお願いします。

議 長

皆さん、おはようございます。

始まる前に、毎度のことでございますが、ご協力をお願いします。会議に支障をきたすため、携帯電話等はマナーモード又は電源を切っていただきたいと思います。

それでは、令和4年度第8回渋川市農業委員会総会を開会いたします。

皆様のご協力により、スムーズに議事進行を進めたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

今回の総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、必要最低限の出席をお願いしたところでございます。このことにより、ただいまの出席議員は、19人中10人で会議は成立しました。

それでは早速ですが、議事に入ります。

まず、議事日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本会議の会期は、「本日1日」といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決定いたしました。

続きまして、議事日程第2、議事録署名委員の指名を議題とします。

議事録署名委員に、議席番号11番、内山繁司委員、議席番号12番、奈良嘉祐委員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認めます。よって議事録署名委員は、内山繁司委員と奈良嘉

祐委員に決定いたしました。

続きまして、議事日程第3、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてをご説明いたします。以降、着座にてご説明させていただきます。

報告書の1ページをお願いいたします。農地法第18条第6項の規定による通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、1ページから2ページに記載の番号1番から4番の4件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、賃貸人、賃借人、土地の表示及び面積、賃貸借契約をした日、合意解約の合意が成立した日、賃貸借の合意による解約をした日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で、報告第1号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長 事務局の報告は終わりました。
質疑がございましたらお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

続きまして、議事日程第4、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。事務局長。

議長 はい、事務局長。

事務局 ただいまご上程いただきました、報告第2号、農地使用貸借合意解約通知についてをご説明いたします。報告書の3ページをお願いいたします。

農地使用貸借合意解約通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、3ページから5ページに記載の番号の1番から3番の3件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、貸付人、借受人、土地の表示及び面積、契約をした日、合意解約が成立した日、合意による解約をし

た日及び土地の引き渡しの時期は、記載のとおりであります。

以上で、報告第2号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告は終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第5、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局

ただいまご上程いただきました、報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてをご説明いたします。報告書の7ページをお願いいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。

この度の届出は、7ページから8ページに記載の番号1番から4番の4件で、表頭の左から、番号、受付年月日、住所、届出者、土地の表示及び面積、権利を取得した日は、記載のとおりであります。

また、全ての届出について、権利を取得した事由は相続、取得した権利の種類は所有権であります。

以上で、報告第3号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長

事務局の報告は終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、議事日程第6、報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

はい、議長。事務局長。

議 長

はい、事務局長。

事務局	ただいまご上程いただきました、報告第4号、制限除外の農地等移動通知についてをご説明いたします。報告書の9ページをお願いいたします。 制限除外の農地等移動通知について、次のとおり受理しましたのでご報告いたします。 この度の届出は、9ページから11ページに記載の番号1番から8番の8件で、表頭の左から、番号、受付年月日、届出者、土地所有者、土地の表示及び面積、農地転用時期及び転用目的は、記載のとおりであります。 以上で、報告第4号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の報告が終わりました。 質疑等がございましたらお願いします。 （「質疑なし」の声あり）
議 長	質疑なしと認め、質疑を終結します。 続きまして、議事日程第7、報告第5号、農地転用申請に伴う現地調査についてを議題とします。 それでは、渋川地区を青木明雄第1班長、子持・赤城・北橘地区を齊藤由香第1班長より報告をお願いします。最初に青木第1班長、お願いいたします。
10 番	はい、議長。10番、青木明雄。
議 長	はい、10番、青木委員。
10 番	着座にて説明させていただきます。令和4年8月30日に実施しました、第1班、渋川地区の現地調査報告をいたします。 参加者は、田中委員と私、青木。事務局は、小野副事務局長、中嶋主任の計4名で実施しました。 渋川地区の今回の許可申請は、第4条による申請が1件、第5条による申請が8件、合計9件でありました。 それでは、議案書に沿って報告いたします。 なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧下さい。 はじめに4条申請であります。5ページをご覧ください。 申請番号4の1番の現地は、東と南は宅地、西と北は道路となっております。申請地は問題ないと思います。 次に5条申請であります。7ページをご覧ください。 申請番号5の1番の現地は、東と北は畑、西は一体利用する宅地と畑、

南は一体利用する転用許可済み地となっています。申請地は、問題ないと思います。

申請番号5の2番の現地は、東と北は道路、西と南は宅地となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の3番の現地は、東と南は畑、西は宅地、北は一体利用する宅地と道路となっています。申請地は問題ないと思います。

8ページをご覧ください。

申請番号5の4番の現地は、東は道路、西と南は宅地、北は一体利用する雑種地と宅地となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の5番の現地は、東と北は道路、西と南は宅地となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の6番の現地は、東は道路、西と南は畑、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思います。

申請番号5の7番の現地は、東と西と北は宅地、南は畑となっています。申請地は問題ないと思います。

9ページをご覧ください。

申請番号5の8番の現地は、東と北は道路、西と南は田となっています。申請地は問題ないと思います。

なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われます。

以上で、第1班、渋川地区の現地調査報告を終わります。

議 長

ありがとうございました。
続いて、齊藤由香第1班長お願いいたします。

4 番

はい、議長。4番、齊藤。

議 長

はい、4番、齊藤由香委員。

4 番

着座にて説明させていただきます。

8月30日に実施しました、第1班、子持・赤城・北橘地区の現地調査報告をいたします。

参加者は、内山委員、事務局は吉田係長、儘田主事と私、齊藤の4名で実施しました。

子持・赤城・北橘地区の今回の許可申請は、第4条による申請が3件、第5条による申請が10件、合計13件でありました。

なお、議案書12ページの申請番号5の19番については、現地調査日以前に申請人より取り下げ願ひがありましたので、現地調査は割愛いたしました。

それでは、議案書に沿って報告いたします。

なお、別冊の案内図の番号は議案書の申請番号と同じですので、一緒にご覧ください。

はじめに4条申請であります。5ページをご覧ください。

申請番号4の2番の現地は、東と北は畑と道路、西は道路、南は畑となっています。申請地は問題ないと思われま

す。6ページをご覧ください。

申請番号4の3番の現地は、東は一体利用する原野、西と南は畑、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号4の4番の現地は、東は畑、西と北は道路、南は宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

す。次に5条申請であります。9ページをご覧ください。

申請番号5の9番の現地は、東と南は畑、西と北は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の10番の現地は、東と西は道路、南は宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

す。10ページをご覧ください。

申請番号5の11番の現地は、東と西は道路、南は畑と原野、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の12番の現地は、東は宅地と道路、西と北は畑と道路、南は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の13番の現地は、東は道路と転用許可済み地、西は雑種地、南は畑と転用許可済み地、北は宅地となっています。申請地は問題ないと思われま

す。11ページをご覧ください。

申請番号5の14番の現地は、東と南は道路、西と北は畑となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の15番の現地は、東と南と北は雑種地、西は河川となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の16番の現地は、東と西は宅地、南は道路、北は山林となっています。申請地は問題ないと思われま

す。申請番号5の17番の現地は、東と南は畑、西は転用許可済み地、北は道路となっています。申請地は問題ないと思われま

す。12ページをご覧ください。

申請番号5の18番の現地は、東は一体利用する宅地、西は宅地、南は道路、北は畑となっています。申請地は問題ないと思われま

す。なお、農地区分につきましては、現地調査出発前に事務局提示の資料により説明を受け、現地において調査委員全員で確認した結果、議案書に記載のとおりと思われま

す。以上で、第1班、子持・赤城・北橘地区の現地調査報告を終わります。

す。

議 長 ありがとうございます。
 現地調査の報告が終わりました。
 ただいまの報告につきまして、質疑等がありましたらお願いします。

14 番 はい、議長。14番、角田。

議 長 はい、14番、角田委員。

14 番 申請番号5の19番なんですけれど、再三取り下げが出ておりますが、
 ということですか。簡単をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 5条の議案の中でも説明したいと思えますけれども、申請番号5の19
 番については、取り下げが再三行われている事案となっております。

14 番 取り下げ中ですか。

事務局 申請は、一度出されました。それで、こちらの方で議案書を作成し
 た後に取り下げがありましたので、議案書に載っているという状況で
 ございます。

14 番 はい、分かりました。

議 長 話は変わるけれど、これは3回目くらいですね。申請しました。取
 り下げました。申請しました。取り下げました。意味がわからない。
 どういう意味ですか。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 状況的には、申請書が出されるんですけど、他法令の関係で、協
 議が整っていないというのが、現状でございます。再三、他法令の関
 係で協議が整った段階で提出をお願いしますと申請者にはお話しをさ
 せていただいているのですけれど、申請者が申請書を出してきてしま

う。それで、こちらの方で確認していくと、協議が整っていないという状況でございます。

議 長 他法令というのは何ですか。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 都市計画法の開発行為について許可が下りていないということでございます。

議 長 2,300平方メートルですよ。開発許可が必要になるのですか。

事務局 購入面積については、2,300平方メートルになるのですが、実際に一体利用する面積といたしますと、10,526.59平方メートルと言うことになりますので、開発許可が必要になります。

議 長 分かりました。ありがとうございます。
他の案件については、質疑なしでよろしいでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め、質疑を終結します。
以上で、現地調査報告を終わります。
続きまして、議事日程第8、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
申請番号3の1番から3番の3件を上程し、審議いたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 着座にて説明させていただきます。ただいまご上程いただきました、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。
説明に入る前に、議案書3ページの申請番号3の3番については、8月31日付け、申請人より申請の取り下げ願いがありましたので、欠番でお願いします。
それでは、説明に入らせていただきます。議案書の1ページから3ペ

ージ関連です。議案書の1ページをお願いいたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号3の1番から2番につきまして、権利関係、土地の所在及び面積等、並びに申請人の住所、氏名、経営状況等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請番号3の1番は、農業経営規模拡大のための申請となります。受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。

2ページ、3ページをお願いいたします。

申請番号3の2番は、農業経営効率化のための申請となります。受人、渡人当事者の話し合いが整いましたので申請されたものです。

また、お手元に配布してあります農地法第3条調査書につきましては記載のとおりです。

以上で、農地法第3条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。申請番号3の3番は取り下げとのことですので、申請番号3の1番から2番の2件について審議します。

ただいまの事務局説明及びお手元の3条調査書内容について質疑のある方はお願いします。

2 番

はい、議長。2番、高橋。

議 長

はい、2番、高橋委員。

2 番

3の2番については、合意解約して、今まで耕作していたところを法人ですることになった、そういうことですか。

議 長

そういうことだと思います。

渡人は、この法人の代表取締役とその奥さんと娘さんですが、一緒に同居し、会社経営をしています。代表取締役は、この間の営農型発電設備の農地法許可申請実情調査で面接した人です。私はこの人と同級生で、体調不良ということも知っているので、今回の申請はそういうことかなと理解しました。そんなわけでかなりの面積の申請になっているのだと思います。

よろしいですか。

(「質疑なし」の声あり)

議 長 それでは質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
 お諮りします。議案第1号、申請番号3の1番から2番の2件については、
許可することでご異議ありませんか。

 （「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認め、申請番号3の1番から2番の2件については、議案のとおり許可することに決しました。
 続きまして、議事日程第9、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。
 申請番号4の1番から4番の4件を上程し、審議いたします。
 事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議長。農地調整係長。

議 長 はい、農地調整係長。

事務局 ただいまご上程いただきました、農地法第4条の規定による許可申請につきましてご説明いたします。
 議案書の5ページから6ページ関連です。議案書5ページをお願いいたします。
 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり農地法第4条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を、総会にお願いするものです。
 申請番号4の1番から4番につきまして、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。
 申請番号4の1番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。
 なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。
 申請番号4の2番は、農用地区域内にありますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。
 なお、当該申請は、令和元年9月17日付け指令により「営農型太陽光発電施設用地」として一時転用許可を受けましたが、一時転用許可期間満了による再許可のための申請となります。
 また、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査を8月30日に実施いたしました。結果については、お手元に配布しました「実情調査結果報告書」に記載のとおりです。

6ページをお願いいたします。

申請番号4の3番及び4番は、農用地域内にありますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、当該申請は、令和元年11月18日付け指令により「営農型太陽光発電施設用地」として一時転用許可を受けましたが、一時転用許可期間満了による再許可のための申請となります。

また、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査を8月30日に実施いたしました。結果については、お手元に配布しました「実情調査結果報告書」に記載のとおりです。

以上で、農地法第4条の規定による許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号4の1番から4番の4件について審議します。

まずはじめに、申請番号4の2番から4番の3件について審議します。それでは、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を、調査員を代表して高橋委員にお願いします。

2 番

はい、議長。2番、高橋。

議 長

はい、2番、高橋委員。

2 番

着座にて説明させていただきます。

最初に申請番号4の2番の報告をさせていただきます。

調査は、8月30日に、山本会長、飯塚委員、阿久津推進委員と私、高橋。事務局からは、千木良事務局長、小野副事務局長、吉田係長の合計7名で実施しました。お手元に配布した実情調査書の番号1番から7番の各項目について適合でありましたので報告いたします。

次に、申請番号4の3番及び4番の報告をさせていただきます。

調査は、8月30日に、山本会長、高井委員、飯塚委員、嶋原推進委員と私、高橋。事務局からは、千木良事務局長、小野副事務局長、吉田係長の合計8名で実施しました。お手元に配布した実情調査書の番号1番から7番の各項目について適合でありましたので報告いたします。以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、申請番号4の2番から4番の3件について審議します。

先ほどの報告を含め、当該申請事案について質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第2号、申請番号4の2番から4番の3件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の2番から4番の3件については、議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、申請番号4の1番の1件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第2号、申請番号4の1番の1件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、申請番号4の1番の1件については、議案のとおり許可することに決しました。
続きまして、議事日程第10、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とし、処分の決定を求めます。申請番号5の1番から19番の19件を上程し、審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

はい、議長。農地調整係長。

議 長

はい、農地調整係長。

事務局

ただいまご上程いただきました、農地法第5条の規定による許可申請につきまして、ご説明いたします。
先ほどの現地調査のところでも質問がありましたけれど、議案書12ページの申請番号5の19番については、8月29日付け、申請人より申請の取り下げ願いがありましたので、欠番でお願いします。
それでは、説明に入らせていただきます。議案書の7ページから12ページ関連です。議案書7ページをお願いいたします。
議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、次のとお

り農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、処分の決定を総会にお願いするものです。

申請番号5の1番から18番につきまして、権利関係、申請地の所在、面積等及び申請人の住所、氏名並びに転用目的、農地区分等については、議案書に記載のとおりです。

申請番号5の1番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の2番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の3番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

8ページをお願いいたします。

申請番号5の4番は、都市計画法の用途地域内にあり、農地区分は議案書に記載のとおりです。

申請番号5の5番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の6番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の7番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

9ページをお願いいたします。

申請番号5の8番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の9番は、農用地区域内にありますが、営農型太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、当該申請は、令和元年11月18日付け指令により「営農型太陽光発電施設用地」として一時転用許可を受けましたが、一時転用許可期間満了による再許可のための申請となります。また、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査を8月30日に実施いたしましたが、結果については、お手元に配布しました「実情調査結果報告書」に記載のとおりです。

申請番号5の10番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

10ページをお願いいたします。

申請番号5の11番及び12番は、農用地区域内にありますが、営農型

太陽光発電施設用地として使用するための一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

なお、当該申請は、令和元年10月16日付け指令により「営農型太陽光発電施設用地」として一時転用許可を受けましたが、一時転用許可期間満了による再許可のための申請となります。また、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査を8月30日に実施いたしましたが、結果については、お手元に配布しました「実情調査結果報告書」に記載のとおりです。

申請番号5の13番は、子持行政センターから約400メートルのところ

に位置しており、農地区分は議案書に記載のとおりと思われます。

11ページをお願いいたします。

申請番号5の14番は、農用地区域内にありますが、一時転用申請であり、不許可の例外に該当すると思われます。

申請番号5の15番は、農業公共投資がある区域ですが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

申請番号5の16番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

申請番号5の17番は、農業公共投資がなく、周辺の一団の農地も10ヘクタール未満で、小集団の生産性の低い農地に該当すると思われます。

12ページをお願いいたします。

申請番号5の18番は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますが、周辺には住宅が点在し、申請地も周辺集落に接続していることから、第1種農地の不許可の例外に該当すると思われます。

なお、申請地は既に農地以外の利用がなされており、申請人より始末書が出されています。

以上で、農地法第5条の規定による、許可申請の説明を終わります。よろしくご審議の程お願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。

申請番号5の19番は取り下げとのことでありますので、申請番号5の1番から18番の18件について審議します。

まずはじめに、申請番号5の9番、11番及び12番の3件について審議します。それでは、営農型発電設備の農地法許可申請実情調査の報告を調査員を代表して、高橋委員にお願いします。

2 番 はい、議長。2番、高橋。

議長 はい、2番、高橋委員。

2 番 着座にて説明させていただきます。

最初に申請番号5の9番の報告をさせていただきます。

調査は、8月30日に、山本会長、斉藤美保委員、飯塚委員、神道推進委員と私、高橋。事務局からは、千木良事務局長、小野副事務局長、吉田係長の合計8名で実施しました。お手元に配布した実情調査書の番号1番から7番の各項目について適合でありましたので報告いたします。

次に、申請番号5の11番及び12番の報告をさせていただきます。

調査は、8月30日に、山本会長、飯塚委員、佐藤邦浩推進委員と私、高橋。事務局からは、千木良事務局長、小野副事務局長、吉田係長の合計7名で実施しました。お手元に配布した実情調査書の番号1番から7番の各項目について適合でありましたので報告いたします。以上です。

議長 ありがとうございます。

それでは、申請番号5の9番、11番及び12番の3件について審議します。

先ほどの報告を含め、当該申請事案について質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。

お諮りします。議案第3号、申請番号5の9番、11番及び12番の3件については、許可することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号5の9番、11番及び12番の3件については、議案のとおり許可することに決しました。

続きまして、申請番号5の9番、11番及び12番の3件を除く申請番号5の1番から18番の15件について審議します。質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長	質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。 お諮りします。議案第2号、申請番号5の9番、11番及び12番の3件を除く申請番号5の1番から18番の15件については、許可することでご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	異議なしと認め、申請番号5の9番、11番及び12番の3件を除く申請番号5の1番から18番の15件については、議案のとおり許可することに決しました。 続きまして、議事日程第11、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてを議題とし、議決を求めます。 事務局の説明をお願いします。
事務局	はい、議長。事務局長。
議 長	はい、事務局長。
事務局	ただいまご上程いただきました、議案第4号、農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。 議案書の13ページをお願いいたします。 農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の議決をお願いするものでございます。内容についてご説明いたします。 この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めることとなっております。今回の計画決定に伴う対象農地については、赤城地区、北橘地区における農用地利用集積計画であります。 なお、この計画概要の公告は、令和4年10月1日を予定しております。 計画概要につきましては、13ページの表の右の列に記載のとおり、利用権設定に係る利用権存続期間の合計は、所有者が6人、借受人が3人、筆数が7筆、面積が12,028平方メートルです。この個別の内訳は、14ページに記載の利用権設定総括表のとおりであります。 また、この計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。 以上で、議案第4号の説明を終わります。 ご審議の上、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。 質疑のある方はお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を打ち切ります。
お諮りします。議案第4号、農用地利用集積計画の決定については、
認めることでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、議案のとおり承認することに決しました。
以上をもちまして、第8回総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会 <午前10時15分>